

就労支援センターあおい
生活介護 利用契約書

■事業者名：社会福祉法人あおい福祉会

◆◆ 目 次 ◆◆

第1章 総 則

- 第 1条（契約の目的）
- 第 2条（サービスの内容）
- 第 3条（契約期間）

第2章 施設支援計画

- 第 4条（施設支援計画の作成等）
- 第 5条（作業指導、訓練の実施）
- 第 6条（相談及び援助）

第3章 利用料金

- 第 7条（利用料金）
- 第 8条（利用料金の支払等）

第4章 事業者の義務

- 第 9条（サービス提供の基本的方針）
- 第10条（安全への配慮）
- 第11条（虐待防止）
- 第12条（秘密保持）

第5章 利用者の義務

- 第13条（利用者の施設利用上の注意義務等）

第6章 損害賠償

- 第14条（損害賠償責任）
- 第15条（損害賠償がなされない場合）
- 第16条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第7章 契約の終了

- 第17条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
- 第18条（利用者からの契約解約）
- 第19条（事業者からの契約解除）

第8章 その他

- 第20条（苦情解決）
- 第21条（身元引受人）
- 第22条（協議事項）

和田 大輝（以下「利用者」という。）と社会福祉法人あおい福祉会（以下「事業者」という。）は、利用者が就労支援センターあおい（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される生活介護（以下「施設支援」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1章 総 則

（契約の目的）

第1条 本契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく生活介護について、事業者が提供する施設支援の内容と利用者が支払うべき料金との関係を明確にし、利用者と事業者の双方の理解と合意のもとに施設支援が提供されることを目的とします。

（サービスの内容）

第2条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の施設支援を利用者に提供するものとします。

（契約期間）

第3条 本契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。ただし、第18条ないし第19条により本契約が解除された場合は、本契約は終了するものとします。

2 前項に関わらず、双方契約解除の申し出をせず、施設支援支給決定期間が更新されたときは、期間満了の時に同一条件をもって支給決定期間を有効期間とする契約が更新されたものとする。

第2章 個別支援計画

（施設支援計画の作成等）

第4条 事業者は、利用者の支援目標、指定施設支援の内容（行事や日課等も含む）、指定施設支援を提供する上で留意すべき事項その他の必要な事項を記載した生活介護個別支援計画を作成します。

2 事業者は、生活介護個別支援計画の作成に当たっては、職員の間で生活介護個別支援計画の作成に係る会議を開きます。

3 事業者は、生活介護個別支援計画の作成に当たっては、利用者に対し、当該生活介護個別支援計画について説明するとともに、その同意を得るものとします。

4 事業者は、生活介護個別支援計画の作成後は、その実施状況の把握を行うとともに、利用者について解決すべき課題を把握し、6月に1回以上、生活介護個別支援計画の見直しを行います。

5 2及び3の規定は、4に規定する生活介護個別支援計画の見直しを行う場合において準用します。

（作業指導、訓練の実施）

第5条 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行います。

- 2 事業者は、利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活支援を行います。
- 3 事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるようにするため、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行います。
- 4 事業者は、指導、訓練等の実施に当たっては、利用者の人格に十分に配慮して実施するものとし、常に1人以上の職員を配置して行います。
- 5 事業者は、生活介護計画の実施に当たっては、利用者の意向を踏まえるとともに、一方的にこれを利用者に強制することにならないよう留意するものとするとともに、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等が過重な負担とならないように配慮するものとします。
- 6 施設が行う生産活動における作業科目は、主として製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握し、できるだけ多数の種目を選び、利用者の意向、能力に応じたものとします。
- 7 事業者は、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に従事した利用者に対し、生産活動における収入から生産活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払います。

(相談及び援助)

第6条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

- 2 事業者は、施設支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給期間の終了に伴う障害福祉サービス費の支給申請について、必要な援助を行うものとします。

第3章 利用料金

(利用料金)

第7条 事業者は、施設支援の提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該施設支援の内容及び費用について説明し、利用者の同意を得るものとします。

- 2 利用者は、施設支援の対価として利用者負担額及び食費等の合計金額を事業者に支払うものとします。
- 3 利用者は、本人の希望による障害福祉サービス費対象外サービス提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の月毎の合計金額を事業者に支払うものとします。

(利用料金の支払等)

第8条 事業者は、当月の利用料金合計額を計算し、翌月10日までに利用者に請求します。

- 2 利用者は、前項により請求のあった利用料金の合計額を、請求のあった月の15日までに支払うものとします。
- 3 障害福祉サービス費対象外サービスの利用料金については、その使途内容によりその都度清算するものを除いて前2項に準じて取り扱うことを原則とします。

第4章 事業者の義務

(サービス提供の基本的方針)

- 第9条 事業者は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、必要な介護、訓練及び創作的活動、生産活動の提供を行うものとします。
- 2 事業者は、施設支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って提供するように努めるものとします。
 - 3 事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、支援を適切に行うとともに、施設支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとします。
 - 4 事業者は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う者、その他の障害者更正援護施設その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。
 - 5 事業者は、施設支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(安全への配慮)

- 第10条 事業者は、施設支援の提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

(虐待防止)

- 第11条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めます。

(秘密保持)

- 第12条 事業者及び従業者は、本契約による施設支援を提供するにあたって知り得た利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。
- 2 事業者は、事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。
 - 3 事業者は、利用者の個人情報等を第三者に提供する必要がある場合は、あらかじめ利用者等の同意を得ておくこととします。

第5章 利用者の義務

(利用者の施設利用上の注意義務等)

- 第13条 利用者は、施設及び敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

第6章 損害賠償

(損害賠償責任)

第14条 事業者は、本契約に基づく施設支援の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

3 利用者は、故意又は過失により事業者に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を賠償し、又は原状に復する義務を負うものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第15条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者が、施設支援の実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施した施設支援を原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者が、事業者もしくは従業員の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第16条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由により施設支援の実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施した施設支援を除いて、所定の利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第7章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第17条 利用者又は事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、本契約は終了するものとします。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 利用者に施設訓練等支援が必要ないと決定された場合
- ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、施設支援の提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業所が障害福祉サービス事業所の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 第18条もしくは第19条に基づき本契約が解約又は解除された場合

- 2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(利用者からの契約解除)

第18条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 利用者は、前項にかかわらず事業者もしくは従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を直ちに解除することができます。
 - ① 事業者もしくは従業者が正当な理由なく本契約に定める施設支援を提供しない場合
 - ② 事業者もしくは従業者が第12条に定める守秘義務に違反した場合
 - ③ 事業者もしくは従業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - ④ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第19条 事業者は、やむを得ない理由がある場合には、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、事業者は契約終了を希望する日の30日前までに利用者へ通知するものとします。

- 2 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、直ちに本契約を解除することができます。
 - ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ② 利用者による、第7条に定める利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又は従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第8章 その他

(苦情解決)

第20条 事業者は、その提供した施設支援に関する利用者等からの苦情に対して、苦情解決に関する規則に基づき、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(身元引受人)

第21条 事業者は、利用者に対し、身元引受人を求めるものとします。ただし、社会通念上、これができない相当の理由があると認められる場合は、その限りではありません。

- 2 利用者の成年後見人が選任されていない当面の間は、身元引受人がこれに代わるものと見なします。

3 事業者は、傷病、無届外出等の事態が生じた場合は、身元引受人に連絡するものとします。

(協議事項)

第22条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者自立支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

本契約を証するため、本書2通を作成し、利用者もしくは法定後見人及び身元引受人と事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

事業者 住 所 福井県福井市川合鷺塚町12字長田6番1号

名 称 社会福祉法人あおい福祉会

職 氏 名 理事長 八 ヶ 代 勇 次 印